平成２３年（フ）第１４１０号
埼玉県川口市西青木２丁目14番25号　大木コーポ201号
債務者　甲田　己胤
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５４号
埼玉県蓮田市西城３丁目62番地２
債務者　佐々木和代
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目14番地３　エステートＮＯＮ202号、前住所愛知県豊田市西岡町切畑25番地13
債務者　木下電気こと　木下　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８２４号
横浜市戸塚区戸塚町3290番地　第一山喜ハイツ302号
債務者　作間　則夫
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１８５号
横浜市青葉区新石川４丁目４番地22　506
債務者　坂下まつ江
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２６４号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目１番３―203号
債務者　吉井　卓子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５１号
横浜市神奈川区菅田町656―１　介護老人保健施設ラ・クラルテ、住民票上の住所横浜市鶴見区大東町12番地７　トーア・シティ壱番館101
債務者　沼口知惠子
成年後見人　沼口　弘司
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９６号
横浜市神奈川区神大寺３丁目31番27号　ウエストヒル神大寺202号
債務者　竹田　あい
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９８号
横浜市旭区万騎が原39番地　県営アパートＪ―４
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４００号
神奈川県海老名市中野２丁目27番26号
債務者　原口　裕介
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６４６号
大阪市中央区谷町６丁目８番２―705号
債務者　中谷　亮一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１６号
大阪府八尾市西高安町３丁目２番地の１　レオパレスグリチーネ118号、前住所大阪府柏原市玉手町24番５―605号
債務者　梅本　武志
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６００７号
大阪府高槻市登町２番Ａ25―105号
債務者　北端　房子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０９０号
大阪市大正区泉尾２丁目７番７―301号
債務者　林　　利明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０号
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地２棟502号室、前住所静岡県袋井市旭町２丁目８番地の４
債務者　緒方　義久
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係